

「営業秘密管理指針」の改訂について

平成 18 年 2 月 15 日
経済産業省知的財産政策室

1. 改訂の背景

不正競争防止法については、第 162 回通常国会において、営業秘密の保護、模倣品・海賊版対策及び罰則の強化等を内容とする改正（不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 75 号））が行われ、昨年 11 月 1 日から施行されたところ。

一方、上記の法律改正に際しては、不正競争防止小委員会から、企業における退職者等との間で締結される秘密保持契約のあり方や法人の選任監督義務の内容について、何らかの指針を政府が検討して示すべきとの提言を受けた。

そのため、不正競争防止小委員会において、平成 15 年 1 月に策定した「営業秘密管理指針」について、法律改正を踏まえた見直しを御検討いただき、同小委員会の御意見を踏まえ、昨年 10 月に「営業秘密管理指針」を改訂、公表した。

2. 改訂の概要

営業秘密管理に関する基本的考え方を随所に記載した。

営業秘密の定義、特に秘密管理性の要件について、具体的な例を用いてわかりやすく記載した。

平成 15 年以降の法律改正を踏まえ、民事・刑事的保護の内容について、わかりやすく詳細に示した。

最近の裁判例の動向を踏まえた、ミニマムの水準と望ましい水準について記載した。

契約に盛り込む内容や締結の手続等、企業と退職者等との間での適切な秘密保持契約の在り方について記載した。

組織的管理については、法人处罚の導入等を踏まえ、他社の営業秘密を管理する場合を含めて整理した。特に、他社の営業秘密に関する管理については、目安となる 6 つの項目を示した。